

## BPC 地方創生の会 入会のご案内

BPC 地方創生の会は、BP キャピタル株式会社が運営する、地方創生を支援するための会員制コミュニティです。BPC 地方創生の会の特徴は、地方創生の主役である地域の事業者・自治体と、それを応援する志のある人々や企業・学校、その両者をつなぎ、皆がウィンウィンの関係でメリットを享受しつつ地方創生を目指す点にあります。地方での活躍を期する方、人材を必要とする地域の企業や自治体の方、また、地方創生に関心を持ち地域活性化のためのアイデアをお持ちの方、地域への投資に興味をお持ちの方、地方創生に何らかの形で関わりたいという方、これら全ての方々のご入会を歓迎します。

令和2年10月

BP キャピタル株式会社

代表取締役社長 松多 洋一郎

### 【BPC 地方創生の会 ご入会に際して】

ご入会にあたり、以下3点ならびに「BPC 地方創生の会規約」をご確認ください。

#### ① 年会費

年会費は、以下のとおりとします。

(1) 個人会員 年会費 10,000 円 (税込)

(2) 法人会員 年会費 100,000 円 (税込)

なお所定のサービスをご利用いただく際に、別途費用の掛かるものがございます。

#### ② Web サイト等への掲載

企業・団体名が BP キャピタル株式会社ホームページ上や会報誌他に表示されることがあります。表示をご希望されない場合には申込書の該当欄にてお申し出ください。

#### ③ 個人情報取り扱いについて

個人情報は BPC 地方創生の会運営上の利用目的のために必要な範囲でのみ使用し、適正に取り扱います。

## BPC 地方創生の会規約

BPC 地方創生の会規約（以下「本規約」といいます）は、BP キャピタル株式会社（以下「当社」といいます）が提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます）を受けるにあたっての諸条件を定めたものです。

### 第1条（適用）

本規約は、会員（次条で定義します。）と当社との間の本サービス（次条で定義します。）に関わる一切の事項に適用されるものとします。会員が本サービスを受ける場合は、本規約に必ず同意するものとし、当社は会員が本サービスを受けた場合、本規約に同意したものとみなします。

### 第2条（定義）

本規約における用語の定義は以下の通りとします。

1. 「本サービス」とは、当社の提供する以下のサービスをいいます（一部有料）。
  - (1) 勉強会および講演会の開催
  - (2) 地方創生の会 会員限定ページへのアクセス
  - (3) 以下に関する情報の提供
    - 有料職業紹介
    - 地方創生ファンド組成・運営
    - 地方創生コンサルティング
2. 「会員」とは、本規約に同意のうえ、当社との間で本契約を締結し、本サービスの提供を受ける資格を持つ個人または法人をいいます。

### 第3条（会員の種類・年会費）

会員の種類、年会費は、以下のとおりとします。

- (1) 個人会員 年会費 10,000 円（税込）
- (2) 法人会員 年会費 100,000 円（税込）

### 第4条（年会費の免除）

当社が、会員の規模・法人の種類別・事業内容等を勘案して適当と判断した場合、年会費を免除することがあります。

### 第5条（有効期間）

会員資格の有効期間は、申込のあった日から1年間とします。なお、会員資格満了日までに



#### 第9条（本規約等の追加変更）

当社は、円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の個別の事前承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。変更後の規約については、当社 Web サイト（<https://bpcapital.co.jp/>）等で告知するものとします。当社 Web サイトに変更後の本規約を掲載した後に、本サービスの提供を受けた会員は、当該変更に同意したものとみなします。

#### 第10条（準拠法等）

本規約に関する準拠法は、日本国法とします。本規約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 改正履歴

令和2年10月 BPC 地方創生の会要綱制定

令和4年7月 BPC 地方創生の会要綱の内容を改正し、規約として制定